

岩手県低炭素建築物新築等計画の認定等に関する要綱

(趣旨)

第1 この要綱は、都市の低炭素化の促進に関する法律（平成24年法律第84号。以下「法」という。）、都市の低炭素化の促進に関する法律施行規則（平成24年国土交通省令第86号。以下「省令」という。）及び都市の低炭素化の促進に関する法律施行細則（平成24年岩手県規則第65号。以下「細則」という。）の実施に関し必要な事項を定めるものとする。

(不認定の通知)

第2 細則第3条による不認定の通知は、低炭素建築物新築等計画（変更）不認定通知書（様式第1号）により行う。

(計画の認定の取消しの通知)

第3 細則第7条による計画の認定の取消しは、低炭素建築物新築等計画認定取消通知書（様式第2号）により行う。

(設計内容説明書)

第4 細則第9条による設計内容説明書は、設計内容説明書（様式第3号）による。

(補則)

第5 この要綱に定めるもののほか、この要綱の実施に関し必要な事項は、別に定める。

この要綱は、平成24年12月4日から施行する。